

令和6年度
生徒心得(校則)

鹿児島県立鹿児島水産高等学校

I 生徒心得

1 通学・出欠等

- (1) 次の場合は制服を着用する。
 - ア 登校及び下校（※）
 - イ 就職・資格試験等の受験
 - ウ 他校訪問
 - エ その他学校行事の一貫として行われる校外活動に参加する場合
※ 汗で汚したくない等の理由があれば下校時に体育ジャージや部活動ウェアを着用してもよい。（ただし、校名が入っているものに限る。）
- (2) 通学は定められた通学方法・通学路によるものとする。
- (3) 学校指定の通学用バッグを使用し、所持品には学科（コース）氏名を記入する。
- (4) 定刻（8:30）までに校門に入ること。始業時刻（8:35）に遅れた場合は遅刻となり、教頭先生、生活一般係の先生の指導を受ける。指導を受けた生徒は、入室許可証を受け取ってから教室へ入る。
- (5) 下校時刻は18:30とする。
- (6) 欠席，早退，欠課等の届
 - ア 欠席する場合は電話等で保護者より学級担任へ届け出る。病気等で7日以上欠席する場合は診断書を提出する。
忌引日数は父母（7日），兄弟姉妹祖父母（3日），叔父・叔母（1日）とする。
 - イ 欠課，早退，外出の場合は事前に学級担任の（身体に関する場合は養護教諭に相談のうえ）許可を受けるものとする。
- (7) 事故にあったとき，又は感染症にかかったときは直ちに学校に届け出る。
- (8) JRやバス乗車時以外のイヤホン装着は一切認めない。

2 校内生活等

- (1) 校内では授業や休み時間を通して落ち着いた態度で生活し，学習や実習，放課後の部活動等に積極的に取り組む。
- (2) 携帯電話は，SHRで担任へ預け終礼で受け取る。放課後，校内では電源を切り，カバン（単車）等へ収納し，使用しない。
- (3) 学校生活に不必要なものを校内に持ち込まないこと（菓子類を含む）。
持ち込まなければならない特別な事情がある場合は，生徒指導部の許可を得て，学級担任に預けること（携帯電話の取扱いと同様とする）。
- (4) 教室，校具等を使用する際は係職員の許可を受ける。万一公共物を破損した場合，事情により費用の一部又は全部を弁償しなければならない。
- (5) タブレット端末は指定された授業でのみ，使用を認める。それ以外の時

間（休み時間や放課後等）の利用は違反となり、携帯電話と同様の指導とする。

3 校長の許可を要する事項

休学、復学、転学、退学、アルバイト、運転免許受験、自転車・原付通学、携帯電話の校内持込、掲示・印刷物等の配布については、校長の許可を受けなければならない。

4 届け出を要する事項

登山、外泊、政治的活動・選挙運動集会参加、その他（生徒指導上、生徒の動静等について掌握する必要があると認められるもの）については、学校（担任）へ届け出なければならない。

5 生徒手帳

- (1) 生徒手帳は常時携帯し、自分を示す必要があるときはこれを提示する。
（各学年の4月初めに写真1枚を添えて事務室へ提出し、身分証明書の交付・更新を受ける。）
- (2) 紛失したり、破損した場合は事務室で再発行の手続きをとる。

6 生徒証

- (1) 生徒証は常時携帯し、身分を証明するときはこれを提示する。
- (2) 紛失、破損の場合は生徒指導係に申し出て再発行の手続きをとる。

Ⅱ 服装・頭髪規定

1 服装

(1) 男子

ア 冬服

- 上 衣：学校指定の詰襟学生服で左襟に校章，右襟に科章を着装する。
- ズ ボ ン：学校指定のもの（冬用）とする。
- シ ャ ツ：学校指定の長袖白色カッターシャツとする。
- ベ ル ト：学校指定の白色のものとする。（夏・冬兼用）
- 制 帽：学校指定のものとする。（通年。日覆は常时装着する。）
- 靴・靴下：靴は白色無地の運動シューズ（ハイカットタイプ及びミドルカットタイプは不可）又は黒色ローファー（かかとは3cm以内を目安とし、極端に高いものは不可）とする。靴下は白または黒とする。（通年）

イ 中間服

- シ ャ ツ：学校指定の長袖白色カッターシャツとする。
- ズ ボ ン：学校指定のもの（冬用）とする。

ウ 夏服

- シ ャ ツ：学校指定の半袖白色カッターシャツとする。
- ズ ボ ン：学校指定のもの（夏用）とする。

エ その他

シャツの下に、白・ベージュ・灰色いずれかの無地の肌着（インナー）を着用するものとする。なお、肌着の首の形状は、クルーネック（丸首）、Vネック、Uネックのいずれかとする。

(2) 女子

ア 冬服

上 衣：学校指定のブレザーとし、左襟に科章を着装する。

スカート：学校指定のもの（冬用）とする。（長さは膝丈）

シ ャ ツ：学校指定の長袖水色シャツとする。

ネクタイ：学校指定のもの（冬用）とする。

ベ ス ト：学校指定のニットベストを着用してもよい。（通年）

靴・靴下：靴は白色無地の運動シューズ（ハイカットタイプ及びミドルカットタイプは不可）又は黒色ローファー（かかとが3cm以内を目安とし、極端に高いものは不可）とする。靴下は学校指定の紺のミドルソックスとするが、学校指定のズボン着用時は白または黒の靴下も可とする。また、黒色無地に限りストッキングの着用を認めるが、ルーズソックスは認めない。（通年）

※ 運動をする場合の靴下は、男子と同様とする。

イ 中間服

シ ャ ツ：学校指定の長袖水色シャツとする。

ネクタイ：学校指定のもの（冬用）とする。

スカート：学校指定のもの（冬用）とする。（長さは膝丈）

ウ 夏服

シ ャ ツ：学校指定の半袖水色シャツとする。

ネクタイ：学校指定のもの（夏用）とする。

スカート：学校指定のもの（夏用）とする。（長さは膝丈）

エ ズボン

学校指定のズボンの着用を認める。（通年）

(3) 専攻科

学校指定のスーツとし、冬は長袖白色シャツに上衣とネクタイ、夏は半袖白色シャツにネクタイ（女子はリボン）をつける。女子は、ベストの着用も認める。なお、靴下は紺色又は黒色とする。

(4) 更衣

更衣は下記を基準とする。（寒暖を考慮し任意更衣期間を長くとも場合がある）

5月1日 任意更衣

6月1日 夏 服

10月1日 任意更衣

11月1日 冬 服

(5) 異 装

ア 防寒着等（校内）

冬季は、制服（上衣）の下に防寒着を着用することを認める。ただし、華美でない色の無地のセーター、カーディガン、インナーダウンとする。なお、首の形状は、Vネックとし、フード付のものや、袖や裾、襟からはみ出すものは認めない。

また、厳冬期は授業時の膝掛けの使用を認めるが、色は華美でないものとする。

イ 防寒着等（通学時）

冬季は、制服（上衣）の上に防寒着（色の制限はないものとするが、大きなイラスト・文字やロゴ、ワッペン等が付いているものは認めない）を着用するほか、マフラー、手袋、ネックウォーマー（華美でない色）の使用を認める。また、夏季は紫外線対策としてアームガードの着用を認める。ただし、無地を基本とし華美でないものとする。いずれも、登下校時のみ着用を認める（駐輪場または昇降口で脱着し、校内での着用は不可とする）。

ウ 病気・けがで異装の必要がある場合は異装許可を受ける。

(6) その他

学校指定制服等は、一切の変形を認めない。再購入する必要がある場合は、担任へ申し出ること。

2 頭 髪 等

(1) 男 子

前髪は眉の線まで、横髪は耳、後髪は襟にかからない長さとし、清潔感のあるスタイルとする。もみあげの長さは、耳の下端までを限度とし、ツープロックやアシンメトリー（左右非対称）など、全体的に異様な髪型は認めない。また、整髪料等の使用は許可しない。

(2) 女 子

前髪は眉の線まで、後ろ髪は肩にかからない程度までとし、それ以上は編むか黒、紺、茶色のゴムで束ねる（束ね方は後頭部で一つ又は二つ）。また、ポニーテールやお団子ヘア（綺麗に纏めたもの）を認めるが、リボンの使用、ハーフアップ、毛先を折り返す等のアレンジは禁止とする。また、整髪料の使用は許可しない。

(3) 審議事項

異様な髪型や不自然な頭髪など、就職に不利になると思われるもの（頭髪や服装など）については、その都度、生徒指導部で審議することとし、審議の結果、不適切と判断された場合は、その指示に従うものとする。

(4) その他

男女ともパーマ、カール、剃り込み、染毛、脱色等は禁止する。マニキュア、カラーコンタクト、化粧、口紅、眉毛に手を加えることも禁止とする。

ピアスやネックレス、手／足首へのアクセサリ（健康補助目的のものを含む）の装着は一切禁止する。

悩みがある場合は生徒指導係に申し出ること。

Ⅲ 通学規定

- 1 通学は、徒歩、公共輸送機関及び自転車によるものとする。
- 2 第一項にかかわらず、次の場合に限り、スクーター型・カブ型原動機付自転車（以下、「原付」という。）での通学を認める。
 - (1) 学校長の許可を得て免許を取得していること
 - (2) 車体整備状況が良好であること
 - (3) 通学距離が原則40kmを越えないこと（※超える場合は、その都度審議する）
- 3 自転車又は原付で通学（最寄りの駅、停留所までの使用を含む）したい場合は保護者の承諾を得て学校長の許可を受けた後、車輛の後部泥よけの見易い所に許可証を貼付しなければならない。また、通学に限らず原付を運転する場合は、白色のフルフェイス型を使用する。車輛は校内の所定の駐輪場に、整然と格納しなければならない。
- 4 通学ルート又は通学手段を変更した場合は、学校（担任）に届け出なければならない。
- 5 原付の通学条件に該当しなくなった場合は、原付による通学は取り消される。また、交通法令違反等があった場合は期間を定めて原付通学を停止することがある。
- 6 交通法令違反や交通事故があった場合は、直ちに学校（担任）に届け出なければならない。
- 7 通学に使用できる自転車（折りたたみ自転車、マウンテンバイク及び安全上支障があると認められる自転車については通学での使用を許可しない）は、ライト、反射板（後部）、ベル、荷台又はカゴが付いた整備状況の良好なものとし、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。また、乗車中はヘルメットを着用する。
- 8 通学に使用する自転車及び原付は、原則として純正部品を装着するものと

し、ステッカーやペイントなどによる装飾のほか、マフラー加工などエンジン音が大きくなる改造を行ってはならない。

9 自動車での通学（保護者等による送迎を除く）は認めない。

IV 運転免許取得規定

1 車輛の運転免許を取得しようとする生徒は、保護者の承諾を得た後、学校長の許可を受けなければならない。ただし、自動二輪については許可しない。不正に取得した免許については、保護者承諾のうえ、免許の返納等を含めた指導とする。

2 原動機付自転車（排気量50cc未満）の免許取得

(1) 原動機付自転車の免許受験は、毎月21日（公欠扱い）、長期休業中及び代休日に限り許可する。ただし、毎月21日の受験については、次のとおりとする。

ア 通学に必要なとする1年生に対し1回のみ許可する。

イ 誕生日後に長期休業を挟んでの受験は許可しない。

ウ 長期休業及び代休日がある月の受験は認めない。

（平日受験が許可される月：4・5・6・10・1・2月）

エ 不正に取得した場合は、保護者承諾のうえ、1ヶ月間の免許預かり指導とする。

オ やむを得ない事由により受験できなかつたと認められる場合は、別に定める日の受験を許可することがある。

(2) 免許を取得した場合は、免許証を添えて学校（担任）へ届け出るものとする。

3 自動車の免許取得

(1) 自動車学校への入校は、3年生・専攻科生に限り許可する。ただし、3年生の免許取得は、卒業式の翌日以降でないと許可しない。

(2) 自動車学校、教習所及び練習所に入校を希望する生徒は、学校長の許可を受けなければならない。

(3) 自動車学校等への入校許可は、夏季休業中卒業可能と思われる生徒については7月第2土曜日以降とし、それ以外の生徒については第2学期中間考査最終日の翌日以降とする。

(4) 実技試験に合格しても学科試験は卒業するまで認めない。

(5) 自動車学校の卒業証明書、仮免許証は学校に預託し、卒業式当日に返還するものとする。

(6) 上記(3)～(5)の規定は専攻科生には適用しない。なお、免許を取得した専攻科生は、免許証を添えて学校（担任）へ届け出るものとする。

(7) 合宿（ホテルや旅館等に宿泊して教習を受ける）による教習は禁止する。

V その他

規定に定めがない事項や特別の配慮が必要な場合等については，別途審議する。